

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20240830	有限会社エンゼルキャブ(法人番号4240002002322) 代表者岩本憲嗣	広島県広島市南区東雲本町2丁目15番9号	本社営業所	広島県広島市南区東雲本町2丁目15番9号	文書警告(処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和6年2月13日及び同年6月14日、死亡事故を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運行記録計による記録の保存義務違反(運輸規則第26条第1項)、(4)乗務員等台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)運行管理補助者の選任届出義務違反(運輸規則第68条)	5	5